

公 告

向日市まちづくり条例第15条の規定により、テーマ型まちづくり協議会として認定したので公告します。

平成23年 9月22日

向日市長 久 嶋 務

1 申請者

住所 向日市鶏冠井町大極殿63-7
氏名 会長 嶋田 十郎

2 協議会の名称

五辻の常夜灯の復元と生き生き向日町協議会

3 協議会の設置目的及びテーマ内容

向日町の中心地通称五辻には、江戸時代に常夜灯（灯籠）が設置され、以来この常夜灯はまちのシンボルとなっていました。しかし、この常夜灯は五辻交差点内にあったことから、交通への支障を事由として昭和40年代に撤去・移転を余儀なくされ、現在に至っています。

この常夜灯を再び五辻に復元することで往時の景観を再現し、まちのシンボル常夜灯を中心として絆を強めることにより、新たな地域コミュニティの創造やまちづくり、まちの活性化に資することを目的とします。

4 協議会の活動地区

向日市向日町南山、北山、鶏冠井町楓畑等の一部